⑮　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑯　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⑰　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⑱　詳細は入札説明書による。
⑲　本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成25年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyoto Yoshinaga Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the quay (－16m) upper at Outer Central Breakwater Area in Tokyo port
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　12 April 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　29 May 2013 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　29 May 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref　231―8436　Japan　TEL 045―211―7413

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年3月13日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　吉永　清人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

**○第11号**

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　横浜港臨港道路南本牧ふ頭本牧線（Ⅳ工区）高架橋下部工事
⑶　工事場所　横浜市中区錦町及びかもめ町地内
⑷　工事内容　本工事は、横浜港臨港道路南本牧ふ頭本牧線整備におけるⅣ工区高架橋下部工事において、高架橋下部工施工（ⅢＰ７、Ｐ８、ⅣＰ１～Ｐ５橋脚）のため、工場製作工、鋼製橋脚工、仮設工、構造物撤去・復旧工、調査工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から平成26年11月７日まで
⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
　また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
　なお、異工種建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する異工種建設工事共同企業体の資格決定を受けていることとし、⑵、⑶については、共同企業体として⑷②、③に示す条件を満たしていればよいものとする。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、空港等土木工事に係る客観点数が1,250点以上及び、港湾等鋼構造物工事に係る客観点数が1,100点以上の者であること。）
⑷①　単体有資格業者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記ⅰに示す施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記ⅰに示す施工実績を有すること。）を有すると共に下記ⅱに示す客観点数を有する者であること。
　ⅰ：ア）$\phi$5,000㎜以上の深礎工を施工した工事
　　イ）鋼製橋脚の工場製作及び架設を施工した工事
　　上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、両方の実績を有すること。
　なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。